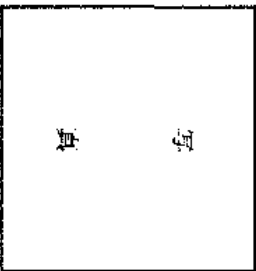


(裏面)

第 号 令和 年 月 日 交付

氏 名
年 月 日

職 業
〔あつてはその旨に〕
森林害虫防除員に



森林害虫等防除法（抄）

第六条 農林水産大臣又は都道府県知事は、森林病虫害等を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該官吏又は森林害虫防除員に、森林その他樹木が生育している土地、苗畑又は船重若しくは貯木場、倉庫その他指定種苗若しくは伐採本等を蔵置する場所に入らせ、樹木、指定種苗又は伐採本等を検査させ、又は検査のため必要な最少量に限り、枝条、樹皮若しくは包装又は指定種苗を収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は収去をする当該官吏及び森林害虫防除員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格B7とし、中央点線のところから二つ折りとすること。